

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉備中央町長 山本 雅則
(公 印 省 略)

市町村名 (市町村コード)	吉 備 中 央 町 33681
地域名 (地域内農業集落名)	東村 37 (岨谷、大古屋、井頭、石井、両谷)
協議の結果を取りま とめた日	2025年2月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域特有の地形条件不利地のため、農地の営農又は維持管理については非効率的にならざるを得ず多大な労力を要しているのが現状である。また地区内の水田については、そのほとんどが圃場整備済みであるが畦畔管理、水利が不便など営農条件が悪く、農地の集積には課題が多い。

慣行栽培による水稻栽培が盛んな地区で、主にコシヒカリを栽培しており、出荷されたコシヒカリはふるさと納税の返れ品として利用されており、ブランド化されている。一部水田では水稻から果樹(ぶどう)への高収益作物等への転作が進んでいる。

今後、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、高齢化などによる離農により後継者不在の農業者の面積の方が多く想定され、新たな担い手の確保が必要である。

【地域の基礎的データ】
主な作物： 水稻 果樹(ぶ

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者を積極的に受け入れ担い手を確保するとともに、今後農業経営者の高齢化により耕作が困難な土地について、中心経営体による経営農地の集積化図り、農業の核となる米作、果樹等を中心とした作付けを行い、地域農業の活性化、効率化を図る。

また、後継者のいる農家については、スムーズに経営移譲ができるよう、地域をあげて協力を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 区域の概要

区域内の農用地等面積	18.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.88 ha
(うち保全、管理等が行われる区域の農用地等面積)	

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

錯綜圃場を出さず、中心経営体へ農地集積を進めるとともに、相続等により農地が地区外の相続人の所有となった場合にも、現在の耕作者が引き続き耕作ができるよう、農地中間管理機構を活用していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

また、中心経営体が病気やケガなどで営農の継続が困難となった場合には、早急に新たな担い手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取り組み方針

基盤整備は概ね完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業者の事業継承をスムーズに行うこと、また地域内外から多様な経営体を募り、地域全体の意向を踏まえながら担い手として育成をしていくため、町とJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

区域外から認定農業者が入り作で耕作をしており、今後はそうした農業者へ作業委託を行っていく。

以下任意記載事項

○	①鳥獣害被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取り組み方針】

①有害鳥獣対策として集落ぐるみでの防護柵の設置を進める。